

山形県立病院料金条例

(料金の徴収)

第1条 県は、山形県立病院（山形県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第59号）第2条第1項に規定する病院事業の用に供する施設をいう。）を利用する者から、この条例の定めるところにより、料金を徴収する。

(料金の額)

第2条 料金の額は、別表のとおりとする。ただし、結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく健康診断及び予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種については、山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和48年3月県条例第19号）に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体等との間に診療契約のあるものに係る料金の額は、当該診療契約の定めるところによる。

(料金の徴収方法)

第3条 料金は、入院患者については月末及び退院時に取りまとめ、外来患者その他の者についてはその都度徴収する。ただし、他の法令又は診療契約に療養費の支払方法について別に定めのあるものについては、その定めによるものとする。

(料金の減免)

第4条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、生活困難若しくは災害等のため資力のない者又は病院長が特に必要と認めた者の料金を減免することができる。

別表

区分	金額
保険診療	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の規定（第3号の規定を除く。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）の規定（以下これらの規定を「診療報酬等に関する告示の規定」という。）により算定した額

保険診療 以外 療養等	保険診療と療養等の内容が同じもの（管理者が別に定めるものを除く。）	診療報酬等に関する告示の規定の例により算定した額に 1.1 を乗じて得た額（助産に係る診療等にあつては、診療報酬等に関する告示の規定の例により算定した額）。ただし、自動車の運行によって傷害を受けた者（その傷害につき、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 3 条の規定による損害賠償の請求をすることができる者に限る。）のその傷害についての診療にあつては、診療報酬等に関する告示の規定の例により算定した額に 1.5 を乗じて得た額
	上記以外のもの	療養等の原価、同一若しくは類似の療養等に係る費用の額の算定方法が診療報酬等に関する告示の規定にある場合の当該療養等に係る診療報酬等に関する告示の規定の例により算定した額又は他の医療機関における同一若しくは類似の療養等に係る料金を勘案して管理者が定める額

備考 1 この表において「保険診療」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第 1 第 6 号に規定する療養若しくは医療又はこれらに類するもの（同号へに掲げる療養を除く。）をいう。

2 料金の額に 10 円未満の端数がある場合は、当該端数が 5 円未満のときは当該端数を切り捨て、当該端数が 5 円以上のときは当該端数を 10 円とする。

一部改正〔平成 18 年条例 40 号・50 号・19 年 29 号・20 年 32 号・26 年 69 号〕